

令和5年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第6回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和5年12月20日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和5年12月 定例会
(第6回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和5年12月20日

水 卷 町 議 会

令和5年 第6回水巻町議会定例会 第4回継続会 会議録

令和5年12月20日

午前10時00分開議

議 長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第6回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

12月15日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第28号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第29号 水巻町印鑑条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第32号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第33号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第34号 水巻町手数料条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

請願第3号 防災チャイム音の改善と防災スピーカー廃止の請願については、賛成少数で不採択となりました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

12月14日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第30号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 31 号 障害者支援センターさくらの財産の譲渡については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 32 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 28 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 28 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 28 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 29 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 29 号 水巻町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおり

ですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。

議案第 29 号 水巻町印鑑条例の一部改正について、日本共産党を代表して、賛成の立場で討論を行います。

さきの総務財政委員会で、私はこの議案に対しまして、疑問が払拭できずに反対といたしました。その理由は、これまで印鑑登録証を提示しなければ発行できなかった印鑑登録証明書を、今後は身分証明書で本人確認ができれば発行できるようにするとの条例改正に対して、執行部が言う、窓口での住民にとっての利便性が図られるという利点は理解するものの、それだけの理由で、これまで行政が、「登録証を提示しなければ発行しない」としてきた個人情報への厳格な取扱いを簡単に変更してよいものか、マイナンバーカードの普及によって、プライバシー侵害や情報流出に係る事故が多数起きている下であるだけに、本町がこのような姿勢を取ってよいのかと、その危険性を払拭できずに、反対といたしました。

特に、芦屋町では、まだこの条例改正を行っておらず、マイナンバーカード所持者だけに限って、コンビニ交付との整合性から、登録証なしで発行するとのことでした。この説明には納得がいくものでした。

しかし、その後、いろいろ調査、勉強もさせていただきました。登録証を提示すれば、本人でなくても、誰でも発行してもらえるという現状を考えたとき、身分証明書で本人確認をすること以上に、個人情報の安全性、また信頼性を担保する方法はないのではないかと考えに至りました。

よって、本議案に賛成をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 29 号 水巻町印鑑条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 30 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 30 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 30 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 31 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 31 号 障害者支援センターさくらの財産の譲渡についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第31号 障害者支援センターさくらの財産の譲渡について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第32号

議長(白石雄二)

日程第6、議案第32号 令和5年度水巻町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11番(古賀信行)

私は、反対の立場から意見を述べます。

水巻町一般会計補正予算第4号の、この冊子ですね、3ページ。これの、第3表の債務負担行為ですね。水巻町こども計画策定業務委託料が900万円。それから、水巻町第二保育所給食調理等業務委託料が4500万円。合わせて5400万円ですね。

私は、いつも言うように、町の職員ができることは、できるだけ町の職員がやるべきだとい

つも思ってるんです。

なぜこんなこと言うかといいますと、この問題だけではなく、私は全国のですね、市町村のそういうお金の使い方、よく調べています。

こんなですね、これは期間が、これを読むと、令和5年から6年になっていますけど、実質的には来年の1年度分だけの子供の計画なんですよ。何でこういう水巻町の将来の子供の計画を、町の職員ができないかといつも思っています。これは当然ですね、こういう計画を外部に委託することなく、水巻町の職員がやるべきです。

それから、第二保育所の給食業務委託料ですけど、これは前回、文厚産建委員会で質問したら、これはですね、人件費のみと言われたんですね。

そしたら、現在、町が雇用している人間が、はるかに安いんです。

なぜですね、こんなことをやるか聞いたらですね、「なかなか人が集まらん」と言われますけれど、いろんな町は町の言い分があるでしょう。

そういう点で、まだ述べればたくさんありますけど、2つの反対意見をもって反対といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

はい、9番、井手幸子です。

議案第32号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について、日本共産党を代表して、賛成討論を行います。

債務負担行為補正には、水巻町第二保育所給食調理等業務委託料、令和5年度から令和8年度までで4500万円が計上されています。

我が党は本会議の質疑で、また文厚産建委員会でも一貫して、民間に委託するのではなく、あくまでも公立で行うことを求めてまいりました。

執行部の説明では、調理員を募集しても、応募してくる人がいないという状態が続いているということでした。

しかし、そもそもこういう事態に陥ったのは、国が30年前から行ってきた行財政改革により、行政職員を正規雇用から非正規雇用に置き換え、その労働環境が保障されず、全国的な人手不足に陥っており、そのツケが、町の現場にまで回ってきたものです。

子育てしやすい水巻町を目指す上でも、当町において、子育てに関わる事業予算、学校教育に関わる事業予算に、しっかりと予算を確保すること、そして増額することを改めて求めます。

また、我が党の委員会質疑では、調理現場の苛酷さが改めて明らかになりました。調理業務は会計年度職員7人で、150食の給食とおやつを作るのに3人、忙しいときには、補助員が1人から2人つくそうですが、離乳食、除去食、アレルギー食の対応などで、現場の繁忙が浮き彫りになりました。

町で育つ全ての子供たちに、安全で良質な豊かな給食を提供するため、調理員の直接雇用を求めるものです。

一方、担当課は、「業務を民間に委託しても、献立は町が作成し、その質を落とさないよう、当町の方針を十分理解をした業者を選定します」と明言されたことについて、理解するとともに、納得できるものであるから、本議案について賛成といたします。

また、美浦町長も、「私が現役の限り、保育事業そのものを民間に委託することはありません。公立で継続します。」と、改めて決意を述べられたことについては、期待したいと思います。

次に、補正予算の戸籍システム改修費約 1240 万円の繰越明許費についてです。

これは、戸籍に振り仮名をつけるためのシステム改修費です。円滑な行政サービスを行うためのデジタル化において、振り仮名はツールとして必要であることは理解します。しかし、氏名というのは、最も個人のアイデンティティーに関わる問題です。その読み方は尊重されなければなりません。

出生届の際に、行政が一般的な読み方であるかどうか審査を行うことや、振り仮名の届出期間が過ぎれば、行政が日常的に使っている振り仮名を一旦つけてしまうことなどは、命名権、人格権の侵害に当たると考えますので、この点のシステム改修には反対の考えです。

しかし、補正予算は、非課税世帯の皆さんの物価高騰対策としての給付金が主なものとなっています。

食品の物価高騰と寒波の下で、電気代、灯油代がかさむ中、非課税世帯の方々から、日々の大変な生活の声を聞いている我が党としては、一日も早く給付金を届けることが肝要であると考えます。

さらに、一度の給付金だけで町民の暮らしが上向きにはなりません。

町民の暮らしを守り、経済を回すためにも、国民の 6 割が求めている消費税の減税を行うことです。

この声を政府に届けていただくよう、町長に強く要望いたしまして、本補正予算の賛成討論とします。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 32 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第33号

議長（白石雄二）

日程第7、議案第33号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第33号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第34号

議長（白石雄二）

日程第8、議案第34号 水巻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。

議案第 34 号 水巻町手数料条例の一部改正について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

本議案は、2019 年 5 月に戸籍法が改正され、2024 年 3 月 1 日に施行されるため、手数料条例に、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を加えるという一部改正となっております。

戸籍は、婚姻、離婚、親子などの身分関係や、出自に関するセンシティブな情報が含まれております。

これまでは、法務省が管理している戸籍副本データは、あくまで正本のデータをバックアップするにとどまっていた。しかし、戸籍法の改正により、戸籍情報連携システムが構築され、全ての市町村から戸籍データにアクセスし、情報のやりとりが可能となりました。情報漏えいや悪用の危険を一層高めるものだと考えます。

また、当初法務省は、マイナンバーそのものではなく、提供用個人識別符号を用いてデータベースを構築するので、マイナンバーによって戸籍関係情報を一元管理するものではないと説明していましたが、来年 3 月 1 日より、マイナンバーと連携をいたします。

住民の利便性と行政サービスの効率化だけを考えるなら、便利なシステムではあると思われませんが、マイナンバーそのものの漏えい事件やトラブルが後を絶たない中で、特に戸籍の漏えいは大変なプライバシーの侵害となります。あってはならないことです。

その危険性が払拭できませんので、本条例の一部改正に賛成はできません。

以上、討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 34 号 水巻町手数料条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 請願第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、請願第 3 号 防災チャイム音の改善と防災スピーカー廃止の請願についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさ

きに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

10 番（中山 恵）

10 番、中山です。賛成の立場で討論を行います。

我が水巻町は、大水害の危険が大きいのに、危機意識が薄いのではないのでしょうか。

防災スピーカーを町内会の放送と勘違いし、区長からの要望がないのに、町が防災スピーカーをどうこうするのは問題だという意見も、総務財政委員会の際に発言がございましたが、町の防災は町に責任があると思います。

また、ほかの自治体の動向や国からの情報を見ながら検討するのでは、今後、国の方針が変わらない限り現状のままであり、防災スピーカーは、災害時に雨音で聞こえないことを理解していただきたいと思います。

安心・安全なまちづくりのためにも、日本共産党は賛成といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかに。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

私は水巻町に引っ越してから 51 年、西暦では 1972 年に引っ越してきました。そして、その当時は、ここにおられる執行部の方々、また議員の方々も、鹿児島本線の南側が、雨が降ったときに洪水になっていたことは、知られない方がほとんどだと思います。

それはなぜかといえば、曲川のポンプの排水能力がなかったからです。

私は水巻町に引っ越してから、すごい住民運動をしました。

そして、当時の水巻町議会議員の占部裕子、それから国会議員の小沢和秋。今は国土交通省って言いますが、当時は建設省って言ってました。建設省の九州地方局に占部裕子さんと小沢和秋国会議員に、ポンプアップ能力の予算獲得の要請に行ってもらいました。そういう運動もしてきました。

そして、そういう中で、経過してきたわけです。

私が今度、請願の紹介議員になりましたけど、2018年ですかね、7月、倉敷市はじめ、西日本で大水害が起きたわけです。そして、倉敷市真備町では、52名の方が亡くなられたんです。

ほいで、倉敷市はですね、防災無線で繰り返し避難を呼びかけたが、結果として52人が亡くなったっち。

そして、新聞にはこう書いています。「倉敷市は30年以上使った防災無線を廃止し、建物の中において、寝ていても分かるあれを、そういう住民に伝えるのは検討している」っち。

要するに防災無線は廃止するということです。

岡垣町は、全世帯に「でんたつくん」、そういう各家庭にスピーカーを取り付けています。

それから、今年は、香春町人口1万712人、面積が44.5平方メートル、世帯数が5,439世帯。香春町は今年ですね、防災無線を取り替えたんです。何と20年経過したから老朽化しての更新。今年の3月議会で町に報告してます。5億2036万円かかったっち、言ってるわけですね。

そしたら、岡垣町1世帯のそういうスピーカー取り付けが47万1845円。

香春町がですね、こういう防災無線を更新したのに、1世帯当たり95万9000円かかっているんですね。各世帯にマイク（スピーカー）をつけるのに倍くらいかかっています。

それを私は水巻町で試算しました。そしたらですね、岡垣町が数年前あってますね。6億3288万円ですね。これはですね、水巻町に適用したら幾らになるか計算しました。

そしたらですね、当時の家屋から、岡垣町の1.3倍にしたんで1.3倍かけました。1.3倍したらですね、水巻町が8億2275万円で済むんです。

そういうことをすればですね、やっぱりですね、どんな豪雨の中でも、台風の中でもですね、住民に避難を呼びかけるですね、あれが大切と思うんです。

行政は住民の安全・安心のですね、そういう居場所をつくるのは行政の責任です。

以上のことをもって、私はこれ、賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

この問題につきまして、私は委員会においては、態度を保留しております。と申しますのは、慎重に審議がなされておりません。慎重審議がなされたと言うけども、現地調査もしない。そして、前にもこの問題が上がっていながら、その結末もお聞きしてません。

もともとこの請願の内容が、自利なのか他利なのか、自利的か他利的かということも含めて、この町内の区長さんの意見を聞いたわけでもありませんし、この問題がきちんと精査できてないというふうには見ております。

よって、この問題について、私はまた態度を保留いたしますが、やはり審議は十分に尽くされていないというふうに踏んでおりますので、やはりこのことは、同じ委員会の中で、前に相談を受けた方がいるのに、そのことが何の報告もない。

ましてやこれは、行政ではちゃんと対応してきて、その方向性も示しているにもかかわらず、それが早くしてほしいという本人の切実な思いだと思います。

一人一人の住民の全部の声を聞くことはなかなか難しいんですが、でも、その一人の声が、本当に議会一人一人が真剣に受け止めているか。住民の代弁者ですからね。住民の代理人である議員が、誰が提案したから反対だ賛成だというものじゃなくて、自分の利己的な考えじゃなくて、やはり住民の切なる思いがきちんと整理されているかどうかというのは、前の方がどういうふうな取扱いをされたのか。ちゃんとされてれば、これ請願として上がってないはずです。

ましてや、この地区の問題をです、議会で議決を得なきゃならないなんてね。本当、この請願はなじまない問題です。

ですから、議員一人一人がきちんとこの請願者に対しての対応がなされていれば、こういった問題、上がってなかったと思います。

ましてや、このことについては、一発審議で、その場で採決をするということもね、おかしな話です。

私は継続審議を申し立てたんですが、もう早く片づけろ、もう、賛成も反対も早く決着を迎えたいという思いだけで片づけた問題だと思いますよ。

そうじゃなくて、もっと真剣にですね、取り組む必要があったと思います。

よって、私はこの問題については対応いたしかねますので、態度を保留いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。請願第3号 防災チャイム音の改善と防災スピーカー廃止の請願について、採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、請願第3号は、不採択とすることに決しました。

日程第10 意見書第14号

議 長（白石雄二）

日程第10、意見書第14号 認知症との共生社会の実現を求める意見書についてを議題といたします。亀元議員に提案理由の説明を求めます。はい、亀元議員。

5番（亀元公一）

5番、亀元。意見書第14号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について。

認知症の高齢者が、2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、さきの国会で成立し

ました。

現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聞きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめています。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときであります。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って、地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会であります。

よって、政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求めます。

- 一、認知症基本法の円滑な施行に総力を
- 一、地方自治体への支援の強化
- 一、地方自治体の組織体制の強化
- 一、認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備
- 一、認知症の方を抱える御家族への支援体制の拡充
- 一、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築
- 一、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

以上、地方自治法第99条の規定により、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

亀元議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

そういうお年寄りのですね、認知症防止、行政に頼ることも大切かもしれませんが、これは、認知症だけじゃなくて、さっき補正予算で国民健康保険の補正予算も増額を可決されま

したけど。

私はですね、よくお年寄りの方、よく付き合うんです。そしてですね、お弁当の買物をしてやってるんです。そこで、よく高齢者と話すのは、そういう高齢者の中には、一番最高齢者、98歳がおられます。この方が介護にも行かんで、家でまだ炊事されています。だから、その人の生き方の問題と思うんです。

だから、そういう公民館活動、地域の助け合い運動、町の行政の在り方、そういう中でですね、いかに高齢者が生き生きと暮らせる社会の仕組みをつくっていくこと。

これに関連してですけど、今年も孤独死が何人か、家族に全く知られんで亡くなる方がおりました。そういう点では、近隣ですね、隣近所の付き合い。そういう点が非常に大切と思うんです。

よく私は高齢者に話すんです。「おばちゃん、テレビ見よるやろう」っち。「新聞読みよるやろう」っち。そしてね、「何かピーンとしたらね、メモしなさい」っち。——ちゅうのはですね、高齢者が認知症にならないようにそう言ってるわけです。

それで私は面白いこと言うんです。「おばあちゃん、今日これで1、2時間目が終わり」。そしてたら高齢者が喜んでくれてですね。そういうですね、冗談を言ってる中でですね、やっぱり高齢者に生きがいを与えてるんです。

そういう点でですね、この意見書を賛成といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第14号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第14号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11 意見書第15号

議 長（白石雄二）

日程第11、意見書第15号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書についてを議題といたします。水ノ江議員に提案理由の説明を求めます。はい、水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

4番、水ノ江です。

意見書第15号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書について。

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきました。

一方で、農林水産省が公表した 2021 年度の食品ロス量は 523 万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が 279 万トン、家庭系食品ロス量が 244 万トンとなっています。

現在、世界で約 8 億人が飢餓に直面していると言われており、国連世界食糧計画 (WFP) では、飢餓で苦しむ人々のために、年間 480 万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その 1.1 倍以上となっているのが現状です。

また、食品ロス削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸、小売の各段階で、エネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求めます。

- 一、事業者と一体となったエシカル消費の普及促進
- 一、食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大
- 一、在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大
- 一、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援
- 一、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

以上、地方自治法第 99 条の規定により、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）に対し、別紙のとおり提出するものでございます。

提出賛成者は松野議員、亀元議員であります。

内容はお手元に配付しておりますとおりでございます。

よろしく御審議の上、全員の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

12 番（近藤進也）

この問題については反対するものではありませんが、これは、意見書を出すからには、先ほどの説明の中で、できれば我が町の実態を把握した上で、国に対してこういった意見書を出すべきだというふうには私は思います。

全国的にこういった問題が、「子ども食堂」ということが反映されてますけども、うちの町で

も、ようやくそういった方向にあります。そういう実態と照らし合わせて、国に対して、水巻町議会として申し上げたいという意見書ならば、大いに賛成すべきだと思います。

しかし、そういった説明もなかった中で、本人がそのことを、実態を把握しているかどうか分かりませんが、取りあえずこの問題につきましては一応賛成といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 15 号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第 15 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 意見書第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、意見書第 16 号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書についてを議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

3 番、松野です。

意見書第 16 号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022 年 6 月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は、月額 25 万 7500 円で、全産業平均の 34 万 1100 円と比べて 8 万円を超える格差があります。

今日、最低賃金の引上げや、大手企業を中心に、ベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しております。

また、8 月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や、児童養護施設の措置などは、4 月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況であります。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による苛酷な労働を強いられていることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

よって、政府に対して、以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と

同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求めます。

地方自治法第99条の規定により、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は水ノ江議員、亀元議員であります。

内容は、お手元に配付されておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第16号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第16号は原案のとおり可決いたしました。

日程第13 意見書第17号

議 長（白石雄二）

日程第13、意見書第17号 福岡県後期高齢者医療広域連合における保険料引下げ等を求める意見書についてを議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

10番（中山 恵）

10番、中山です。意見書第17号 福岡県後期高齢者医療広域連合における保険料引下げ等を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合長に対し、別紙のとおり提出するものでございます。

提出賛成者は岡田議員、井手議員でございます。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。近藤議員。

12 番（近藤進也）

この保険料の引下げは当然のことだと思うんです。
一方では先ほど処遇の改善で賃上げを願いながら、我々国民はむしろ――。

議 長（白石雄二）

賛成ですか、反対ですか。

12 番（近藤進也）

賛成の立場で申し上げます。

しかし賛成するにもですね、当然先ほどの意見書等を含めてですね、一方では賃上げ、一方では、この保険料の値下げ。当然のことです。

増税ラッシュの中で、国民の暮らし、あるいは町民の暮らしはますます苦しくなるばかりです。そういった中で、この増税ラッシュの中で、この保険料まで、ますます上がるようでは困るわけで、下げていただきたいというのは当然です。

処遇改善と、引き下げる部分も併せて、賛成をしたいと思います。

そういう意味で、先ほども私、賛成しましたが、それと併せてこれも、値下げに関しても賛成をいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私も賛成の立場から意見を述べます。

けど、賛成しながらもですね、やっぱりいっぱい思うことはあるんです。

なぜならば、今年の3月議会で美浦町長が報告されましたように、福岡県の後期高齢者は、全国平均よりも余計お金を使ってるんですね。1人当たり100万円以上使っています。

私は75歳以上の高齢者のですね、水巻町の人口で計算したら、後期高齢者だけでも50億円近いお金を使ってるんですね。それで、後期高齢者医療費、それから国民健康保険ですね。介

護を含めたら 100 億円近くのお金を使ってるんです。

これは水巻だけでなく、全国の自治体がこういうことになってると思いますけど。

ほいで、やっぱりですね、後期高齢者の保険料引下げを求めることが大事ですけど、やっぱりですね、自治体は、市町村ではですね、やっぱりそういう保険料が上がるのを防ぐためには、どうしてもですね、高齢者の健康づくりをしなければいけないと思うんです。

今は国民健康保険税が都道府県単位になっていきますけど、なる前は、よく新聞なんかで、各市町村の国民健康保険料のあれがよく報道されていました。その中では、安いところは全国平均の 7 割とかになっていました。長野県の茅野市やったんです。

そういう点でですね、やっぱり自治体の健康づくりの方法もあると思いますけど、健康づくりをやられていますけど、まず健康づくりが第一と思うんです。

ほいで、私はいつも言うんです。年寄りに言うんです。「おばあちゃんね」っち。「あなたが健康でいたらね」っち。「息子さんやお孫さんのね」っち。「社会保険料下がるとよ」っち言うんですね。なぜならば、後期高齢者医療の約 9 割がですね、現役世代が賄っているんです。

そういう点も含めてですね、まあ一応、賛成討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 17 号 福岡県後期高齢者医療広域連合における保険料引下げ等を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 17 号は否決いたしました。

日程第 14 意見書第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 18 号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書についてを議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。

私は、意見書第 18 号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について、提案説明を行います。

まず初めに、私がこの意見書を提案するに当たっての経緯を説明します。

今年 9 月、広島市議会議長と長崎市議会議長の連名で、お願いの文書が、残念ながらこの水巻町議会にはありませんでしたが、一部を除いて全国的に送付をされました。

その内容は、11月に国連で開かれる核兵器禁止条約第2回締約国会議に、唯一の被爆国である日本政府が、核兵器の禁止条約の実効性を高めるための指導的役割を果たすために、オブザーバーとして参加を求める意見書を、各議会へ、国へ提出してくださいという内容でした。

日本政府は、被爆者の声も聞かずに、結局オブザーバー参加はしていませんが、もちろんこの会議も閉会をしていますが、締約国会議は2年に1回開かれ、今後、3回4回と開催される際にも、とても重要な内容であると考え、私は今議会に意見書を提出いたしました。

意見書の文章は、2つの市議会議長が提案した内容とほぼ同様です。

11月2日現在の調査で、全国671自治体が採択をし、全国の議会の38%に当たります。今、2か月経過していますので、その数は増加していると推測されます。

近隣では、中間市議会、直方市議会、苅田町議会、鞍手町議会、小竹町議会などが採択をしています。

意見書にありますように、まずは日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准して、世界各国から批判されています核抑止論の呪縛を断ち切って、主導的役割を果たすことを強く求めるものです。

意見書の案文は、お手元に届いているとおりであります。

以上、地方自治法99条の規定に基づいて意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。賛同者は岡田議員、中山議員です。

どうぞ皆さんの御賛同をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。松野議員。

3番（松野俊子）

この意見書に対して、上げることに反対の立場で討論させていただきます。

核なき世界の実現に向けて、公明党山口代表は過日、11月の核兵器禁止条約第2回締約国会議が開幕したことに触れて、「被爆の悲惨さを経験した我が国が一刻も早く条約を締結できるよう全力を尽くしていきたい。核保有国と非保有国の橋渡しを行い、核軍縮の積極的な役割を果たしてほしい。締約国会議にオブザーバーとして参加するよう、政府をしっかりと支えていく。」と述べました。

岸田首相のリーダーシップの下、核保有国と非保有国の有識者で構成した国際賢人会議が、昨年12月、今年4月、そして今月12月と、広島、東京、長崎において開催され、出席した各国の委員には、被爆者から直接体験を聞くプログラムが用意されておりました。

岸田首相は挨拶の中で、「賢人会の有識者が、被爆の実相の理解を深めた上で、核軍縮に向け

た議論を行ったことはとても有意義だ。人類共通の理想に向けた道筋を共に考えていきたい。」との決意を述べております。

このように、既に日本だからこそできる国際貢献に、今、国として努力している最中であると考えられます。

ゆえに、大いなる関心を持って世界の動向を見守ってまいります。今、町議会として、国に意見書として上げることには反対いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

水巻町は水巻南中、それから水巻役場の正面玄関のところですね、核兵器禁止の看板を上げています。

私は長いことですね、水巻町議会を傍聴してますけど、共産党が提案したのには、公明党は全て反対。これじゃあ良くなりませんよ。

さっき松野議員が言われましたけど、公明党は核兵器禁止に努力してっち言われましたけど、何ですか、国連では。国連加盟国ですね、核兵器禁止条約に日本政府は署名してないです。

岸田総理が広島・長崎の原爆記念碑に来られましたけど、地元の市長が言ってるじゃないですか。核兵器禁止条約に署名してくださいっち。

こういう、日本政府はぶざまな政治を行っているんです。やけんですね、やっぱり人間は、悪いことは悪い、いいことはいいってですね、判断せんと、政治も人間社会も前進しないと思うんです。

以上をもって、この意見書第 18 号には賛成といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、近藤議員

12 番（近藤進也）

賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほど公明党さんの反対意見は、まさしく内容を聞いていますと、賛成すべき内容なんですよ。それを反対とする意見としてはふさわしくない、ナンセンスです。ナンセンスな御意見だったと思います。公明党が進めるのは賛成で、共産党がするんだったら反対だというね、そういうふうにも受け止められるような御意見です。

そうではなくて、やはりこういったいいことはいい、先ほど古賀議員もおっしゃいました。やはり、誰が提案するかという問題ではなくて、出された問題が、よしか悪しき問題か、そう

いうことをきちんと判断されて、賛成・反対に応じていただきたいと思います。

よって私は賛成といたします。

議長（白石雄二）

ほかに。岡田議員

8番（岡田選子）

賛成の立場から討論を行います。

この核兵器禁止条約をですね、早期に署名・批准することを求めるということで、本当に唯一の被爆国である日本の政府がですね、批准しないということについて、ほとんどの国民がおかしいと感じています。そしてこれを一番望んでいるのが被爆者です。

それで、私たち新日本婦人の会では、毎月1回、6・9行動とって、6日か9日の日に、被爆者の皆さんが、本当にもう最後——、もう本当被爆者の皆さん高齢で、もう残された方々、少ないんですけども、その方々が、日本政府に何とかこの核兵器禁止条約を批准してくださいと、署名してくださいという、本当の望みをかけた署名を、私どもは、その思いを受けて、町内で集めさせていただいております。そしてそれを国連に届けていっています。

この核兵器禁止条約が成立したのも、こういう被爆者の皆さんと共に署名を何十年かけて国連に積み上げていった、この結果、この核兵器禁止条約がやっと成立したわけです。もう本当、画期的なことなんです。

もう何十年もかけて、やっとできたこの核兵器禁止条約、世界で、もう多くの国が、122か国ぐらいですかね、もう多くの国が批准していただいておりますが、いまだにその唯一の被爆国である日本政府がしないということに、本当に被爆者の皆さんが、もう最後の命を振り絞って署名活動をしているんですね。

ぜひ、共産党が出すものには反対だという、そういう議会はもう終わりにさせていただいて、いいものはいい、悪いものは悪いという、個人の議員さんの判断で、採決に臨んでいただきたい。

これを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第18号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第18号は否決いたしました。

日程第 15 意見書第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、意見書第 19 号 ガザ攻撃中止と即時停戦のため、各国・国際機関に強く働きかけることを求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。

意見書第 19 号 ガザ攻撃中止と即時停戦のため、各国・国際機関に強く働きかけることを求める意見書についての提案説明をさせていただきます。

人権活動家の方がガザに入っておられます。今、ガザの子供たちは、深刻な心的外傷で、尿失禁とか、不眠症とか、パニック発作、話ができなくなるなど、こういうような状況に置かれております。

その方が会った、お絵描きが大好きだと話す幼い女の子。右手が空爆で失われて、奪われていました。その女の子はですね、私の手はどこに行ったの、どうしたらまた絵を描けるようになるのと、何度も尋ねてきたということです。

どの子供たちも空爆で家を追われ、砲火の中を逃げ惑って避難所にたどり着いています。トイレの水もなくて、食べ物も不足しています。

この方は「言い表せないほどむごたらしい現実の中でみんなが生きている、疲れ果ててたくさん涙を流して、それでも人々の苦しみがある限り人道支援を続けたい。」このように言われております。

こういう生活の中で、ガザでは子供たちにも感染症が拡大しています。本当に、A型肝炎のほか、腸カタル、髄膜炎、皮膚病、肺の感染症などが避難所で広がっているということです。これらが蔓延するという危険性まで懸念がされております。

直ちに停戦をして、医療物資や医療チーム、野戦病院をガザに運び入れることを求めると、このように皆さん願っております。

また、先日 13 日に、国境なき医師団の日本会長で、救急医の麻酔科医の中嶋優子さんが、帰国報告をされたことが新聞等でも報道されたかと思いますが、本当に中嶋さん、言われてるのに、「私は帰る選択肢がありますけれど、ガザの市民は耐えるしかない」と。「一刻も早い即時停戦とその継続を求めます」、このように訴えられておりました。

そして、国境なき医師団の日本事務局長の村田さんは、「一時的な休戦ではなく、持続的な停戦を。人道援助で戦争は止められない。政治の力で止めるしかない。日本政府を含む各国政府に対して、停戦のためのあらゆる影響力の行使」、これを求めました。

「政治を動かすのは、また世論だ」と話されて、「多くの人にパレスチナの現状に関心を持って、周りの人に、政府に、停戦を呼びかけてほしい」、このように訴えました。

私たち、やっぱり政治に関わるものとして、水巻町民のみんなもですね、全員が、住民が、今の紛争を一刻も早く止めてほしいと思わない町民はいないと思うんです。

ぜひですね、議会として、平和のメッセージを送っていきたくて、政府に対して送っていき

たいと思います。

今、各議会でこの決議が上げられております。

近隣では北九州市議会、福岡市議会。全会一致で決議がされております。

また、県議会でも、各県議会で次々と全会一致で決議がされておりますので、ぜひ、水巻町議会でも、住民の代表者として、このガザの悲惨な状況を一刻も早くやめさせるために、意見書を、政府へと送っていただきたいと思います。

地方自治法の規定によりまして、内閣総理大臣、外務大臣、衆参両議長に対して、意見書を出させていただきたいと思います。

賛同者は井手議員、中山議員です。

どうぞ皆さんの全員の御賛同を心よりお願いを申し上げます。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4 番、水ノ江です。

ガザ攻撃中止と即時停戦のため、各国・国際機関に強く働きかけることを求める意見書について、公明党を代表して反対の討論を行います。

12月5日に行われた、外務省、上川外務大臣の会見で、イスラエル、パレスチナ情勢、イスラエル軍の攻撃再開について、上川外務大臣は、「今後の情勢の推移につきましては、予断を許さないところではございますが、我が国といたしましては、引き続き関係国、国際機関との間で意思疎通を行いつつ、全ての当事者に対しまして、国際人道法を含む国際法の遵守、先般、我が国も賛成して採択をされました、安保理決議第2712号に基づきまして、誠実に行動することを求めつつ、人質の即時解放、人道状況の改善及びそれに資する戦闘休止の合意への復帰、事態の早期鎮静化に向けた外交努力を粘り強く積極的に続けてまいります」とあります。

また、イスラエルへの働きかけ、人道的休止、停戦の呼びかけについて、12月1日には、ドバイで実施されました日・イスラエル首脳会談におきまして、岸田総理からヘルツォグ大統領に対しまして、「ガザ地区の人道状況の改善について、改めて直接要請をしております。今後の情勢の推移は予断を許さないものでございますが、我が国としても必要な外交努力を粘り強く積極的に続けてまいります」とありました。

これらの答弁から、国は既に積極的に行っていると考えますので、よって反対といたします。

議長（白石雄二）

はい、近藤議員。

12番（近藤進也）

先ほどの意見書もそうですが、今回の意見書も私、賛成の立場で御意見申し上げます。

まさしく、福祉と平和の党、公明党の反対討論だったなと思います。内容はまさしくこの案に、意見書については、賛成の意見だったと思います。とても反対する答弁ではありません。先ほどもそうです。今回もそうです。

これと同じものを、もし公明党が提案していたら、全員賛成していると思うんです。

ですから、反対討論なら、反対討論らしい言葉を述べていただきたいんですね。やはり、全て聞いていますと、賛成の意見にしか見えないんですね。ですから、反対する理由が全く分かりません。全くナンセンス。

で、よその町は、先ほどの報告でも言いましたように、県議会でもどこでも賛成している。あるいは、是々非々で行われているのに、なぜこの町は共産党が提案するものは反対なんですか。

やはり、平和を主張する公明党らしからぬ発言だったと思います。

こういうことは、水巻町にとっては、いささか本当にお粗末な実態の姿だなと。町民が見たら、恥ずかしい限りだと思いますよ。

そういうことから、こういった賛成の討論は、まさしく反対討論ではなくて、この内容にふさわしい反対討論をしていただきたいと思います。

賛成の立場から、以上、意見を申し上げます。

議長（白石雄二）

はい、井手議員

9番（井手幸子）

賛成の立場から討論を行います。

ちょっと、もうびっくりいたしております。

今、近藤議員も言われましたけど、先ほどの核兵器と同じ内容で、まあ、「努力をしてるんだ」というような反対討論でしたけど、私はこの水巻の議会としてですね、このガザの停戦を求める意見書をね、否決したっていうのもちょっと恥ずかしいっていいですか、今、世界的には停戦、ね。今このときにでも、どれだけの子供たちが、どれだけの国民の人がね、殺されているかっていうような状況の中で。

——だけ、議会の、水巻議会の意思として、国へこの意見書を、「停戦してください」というのを出しましょやっていう提案なんですけど。

傍聴者もおられますけど、どういうふうに感じられておりますかね。

本当、古賀議員、近藤議員が言われるとおり、どこどこが出したから反対とかいうことではなくて。本当に恥ずかしいですよ、これ。否決するっていうことはね。

ぜひ皆さんに、この町議会の意思として、やっぱりこの意見書に賛同していただくこともお願いをいたしまして、終わります。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

近藤議員と井手議員が述べられたことは大変いいと思います。

なぜ公明党がこんなにまで、共産党が提案したのをですね、ずーっと水巻議会で反対してきた、そのあれが分かりません。

でですね、話は飛びますけど、今度の国会で、自民党の裏金作り。それで、松野前官房長官が辞めました。そのときに、松野官房長官を辞めさせることに反対したのは、自民党と公明党です。松野官房長官が辞めたのは、岸田総理が辞めさせたのは、このままじゃあ、もう議会、国会運営、やっていけないってことで辞めさせたんです。そういう重大な問題です。

それでも公明党は、自民党にくっついていく。これが公明党の実態だと思います。

でですね、このガザの攻撃の意見書、これに賛成の立場から意見を述べます。

これはですね、1947年から1948年にかけて、国連でイスラエルに国をつくってやるっちゅう、アメリカが提案したことから始まってます。

今回のガザの攻撃は、発端はパレスチナやったけど、もともと根源が深いんです。

そしてですね、私いつも思うんです。イスラエルはユダヤ人です。ユダヤ人はですね、第二次大戦中、ヒトラーによってポーランドに、ガス室に送られて、何百万人が殺害されてるんですよ。こういうですね、イスラエルの民族が、なぜ人の痛みが分からんかと思うんです。

ほいで、テレビでありました。最初、あそこにですね、イスラエルが建国されるときは、ブルドーザーなんかで、そこに住んでいるパレスチナの人々の農地を奪ってるんですね。

戦後、アメリカが沖縄に来たときもそうでしたよ。沖縄の住民の民家や農地をブルドーザーで倒してですね、なぎ倒して、そういう基地を造っていったんです。

そういうのはですね、強いものはですね、そういう弱い人をですね、勝手にいじめていいかと。これはしていけないと思うんです。

でですね、アメリカ政府もきれいなこと言ってますけど、なぜアメリカ政府が、現在あっている戦争の中止を呼びかけないかちゅう、よくニュースでやられています。

私は畑しながら、ラジオを聞きながら畑してます。昨日ニュースで言いました。なぜ日本政府がそういうイスラエル政府に対して、攻撃中止を言いきらんのかというふうに言っていました。それはそのとおりです。

日本はアメリカの同盟国であるから。安保条約で。言いたいけど言えない。こんなばかなのありますか。

やっぱりですね、悪いことは悪い、いいことはいいでですね、やっぱり判断してですね、弱い人を助けてあげるのが人間と思うんです。

以上をもって、この意見書第19号には賛成といたします。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、高橋議員。

14番（高橋恵司）

私も賛成の立場から意見を述べます。

実はですね、前から共産党さんが出す核兵器条約云々のですね、この意見書には、私はずっと反対でやってきました。

私が入ってですね、最初の議会の際に賛成した記憶があるんですけどね。そのときはもう、本当のもう個人的なあれで反対したんですけど、いろいろ4年間勉強してきた結果ですね、この核兵器に関してはですね、やはり、日本が、いいものはいい、悪いものは悪いって古賀議員おっしゃいましたけど、それをはっきり白黒示したらですね、やっぱり我が国においてですね、危険性が及ぶと思うんです。

それで、同じ戦争に関してですが、核兵器に関しては、私ずっと反対の立場で、言ってきました。

今回ですね、ガザ攻撃中止云々のこの問題につきましてですね、やはり今、このまま核兵器に関してはですね、もう長い歴史の上でずっと積み上げられてきてですね、どうにもならん状態に置かれていると思います。日本はですね。

だけどこのガザは、今まだ熱いんですね。今こそですね、地方議会から声を上げるべきではないかと思います。

ここに書いてありますようにですね、「人道的危機の打開は一刻の猶予も許されません」と。まさに今、この時期ではないかと思ひまして、この意見には賛成いたします。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、山口議員。

2番（山口秀信）

2番、山口です。水清会を代表しまして、意見を申し上げます。

水清会としては、私の意見も、意見書の提出ということについては、反対の立場を取りたいと思います。

もちろん、このパレスチナガザ地区への攻撃を肯定するわけではありませんが、今、国としてしっかりと対応しているということですので、水ノ江議員の御意見に賛同したいと思います。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第19号 ガ

が攻撃中止と即時停戦のため、各国・国際機関に強く働きかけることを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 19 号は否決いたしました。

日程第 16 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 16、委員会報告について。去る 9 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より 報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、廣瀬議員。

議会運営委員長（廣瀬 猛）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 17 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 17、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

日程第 18 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 5 年第 6 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 32 分 閉会